

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	選挙管理委員会事務局
委託業務番号	令和4年度 長選委第91号
委託業務名称	長浜市投票管理システム保守サポート業務委託
委託業務場所	長浜市八幡東町632番地ほか
業務の概要	<p>令和4年7月24日(日)執行予定の長浜市議会議員一般選挙における下記システムの保守・サポート</p> <p>①期日前・不在者投票管理システム ②当日投票管理システム ③共通投票所管理システム</p>
履行期間	契約締結日の翌日から令和4年7月24日まで
契約年月日	令和4年5月31日
契約額(税込)	770,000円
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 大阪府東大阪市長田中3丁目6番1号</p> <p>[商号又は名称] 株式会社ムサシ 大阪支店</p>
契約相手方の選定理由	長浜市投票管理システムのサーバとクライアント端末が安定稼働するよう設置が必要のため、システムを導入した当該業者と契約するもの。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>